

令和8年度富山市福祉事業所物価高騰対策支援金に関する

Q & A（高齢者施設分）

【令和8年6月30日時点】

Q1：申請は事業所ごとに行うのか。

A1：対象となる事業所分をまとめて法人等が申請してください。

【サービス種別ごとに下記の担当課へ申請してください】

- ・介護保険事業所分→介護保険課
- ・養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）→長寿福祉課
- ・障害福祉サービス事業所分→障害福祉課
- ・生活保護法に基づく施設分→生活支援課

Q2：対象となる事業所は。

A2：以下の要件を全て満たす事業所が対象となります。

- ① 令和8年6月1日時点において現に事業を実施しており、かつ、申請日において現に事業を実施しているものであること。
- ② 富山市長の指定、許可、登録若しくは認可を受け、又は富山市長に対する届出を行っているものであること。
- ③ 富山市内に所在するものであること。

Q3：令和8年6月2日以降に開業した施設は対象となるか。

A3：令和8年6月1日を基準日としているため、対象外となります。

Q4：令和8年6月2日以降に廃止（又はサービス全体を休止）した事業所は対象となるか。

A4：支援金を申請する時点において、廃止又はサービス全体を休止している場合は、対象外となります。

Q5：施設・サービスを廃止することが決まっているが、対象となるか。

A5：本支援金は事業を継続することを前提とし、そのための支援を行うものであり、廃止届を提出済みの場合など、今後サービスを廃止する予定がある場合は対象外となります。

Q6：令和8年6月1日時点でサービスの一部を休止しているが、定員の考え方はどうなるのか。

A6：令和8年6月1日時点で受け入れを行っていない定員については、その分

は対象とならないため、除外して申請してください。

Q 7 : 富山県より同様の趣旨の支援金の支給を受けた（受ける予定だ）が、市の支援金は申請することができるか。

A 7 : 申請することができます。

Q 8 : 申請書類の提出方法は。

A 8 : 郵送又は窓口にて提出してください。

Q 9 : 申請期限はいつまでか。

A 9 : 令和 8 年 9 月 3 0 日（水）必着です。

Q10 : 申請書類提出後に、対象事業所の記入漏れがあったことが分かった場合、再度申請することはできるか。

A10 : 申請できるのは 1 回のみであり、原則、再度の申請はできません。そのため、記入漏れがないよう十分にご確認のうえ申請してください。ただし、やむを得ない事情がある場合には、長寿福祉課にご相談ください。